

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月19日
【計算期間】	第16特定期間 （自 平成24年11月20日 至 平成25年5月20日）
【ファンド名】	株ちょファンド日本（高配当株・割安株・成長株）毎月分配型
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	小濱 公哉
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】**

① ファンドの目的

主として「日本高配当利回り株式マザーファンド」「日本株バリュー・マザーファンド」「ミュータント」という3つの投資信託証券への投資を通じて、日本株式を中心に投資を行なうことにより、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債		アジア	
社債	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（株式 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ ファンドの特色



3つの異なる観点から、日本株式を中心に投資します。

○「高配当利回り」「割安」「成長」という3つの異なる観点から日本株式を中心に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。



原則として、投資する各投資信託証券の組入比率は3分の1をめどとします。

○各投資信託証券の組入比率は、原則として、信託財産の純資産総額の3分の1をめどとし、市況環境および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定します。

○また、各投資信託証券への投資比率は、原則として、信託財産の純資産総額の40%を上限とします。



原則として、毎月安定した収益分配を行なうことをめざします。

○毎月19日（休業日の場合は翌営業日）を決算日として、安定した収益分配を行なうことをめざします。

○基準価額が当初元本（1万口当たり1万円）を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。



爆発的な変貌を遂げる企業に厳選投資

ミュータント

運用会社:日興アセットマネジメント株式会社

「将来、爆発的な変貌を遂げる企業（＝ミュータント・カンパニー）」となり得る企業に厳選投資し、中長期での絶対リターン[※]を重視して運用を行ないます。

国内株式を中心に投資を行ないますが、国内よりも海外に有望企業があると判断した場合には、純資産総額の30%を上限として、外国株式への投資を行ないます。この場合、原則として為替ヘッジは行ないません。

※ここで言う絶対リターンとは、相対リターン（ベンチマークに対してのリターン）ではなく、投資元本に対するリターンを指します。ただし、元金が保証されている商品ではありません。

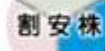
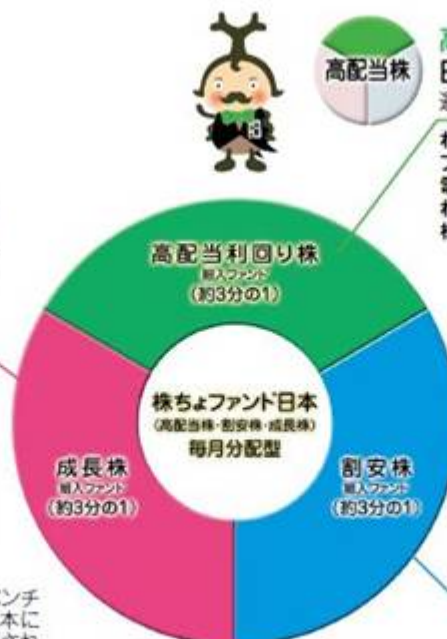


高い配当利回りに注目

日本高配当利回り株式マザーファンド

運用会社:日興アセットマネジメント株式会社

わが国の高配当利回り株に投資を行ないます。ファンドの純資産総額の概ね50%±20%程度は、電力株やガス株に投資し、残りの部分については、わが国の株式の中から、配当利回りが相対的に高い株式に投資を行ないます。



割安株の中から「変革のプロセス」をとらえる

日本株バリュー・マザーファンド

運用会社:日興アセットマネジメント株式会社

「変革のプロセス」にあると判断される企業の株式を中心に、株価が割安と判断される銘柄への投資を行ない、中長期的にTOPIX（東証株価指数）の動きを上回る投資成果をめざします。

● ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

(分配方針)

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

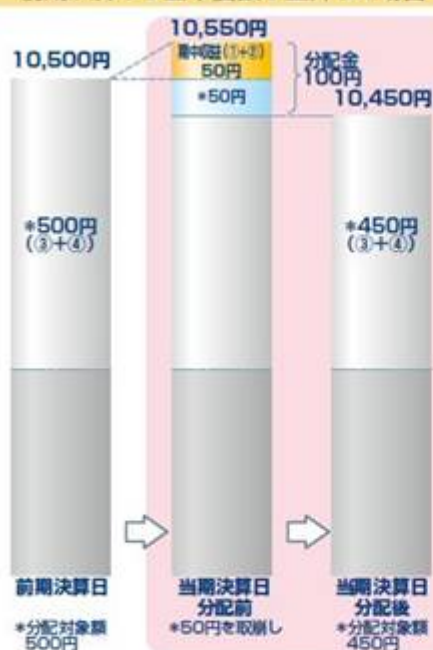
投資信託で分配金が支払われるイメージ



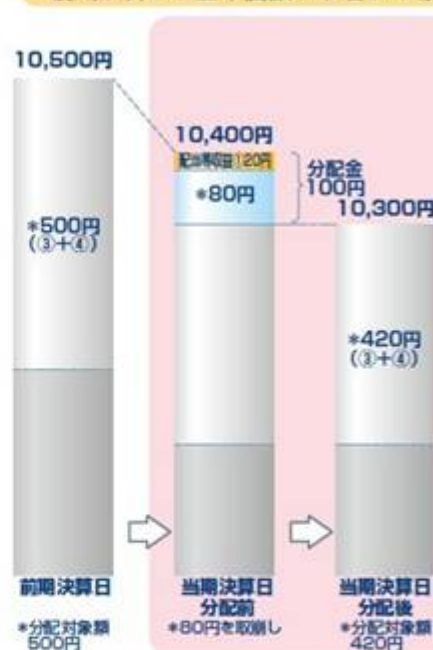
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・ 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年9月22日

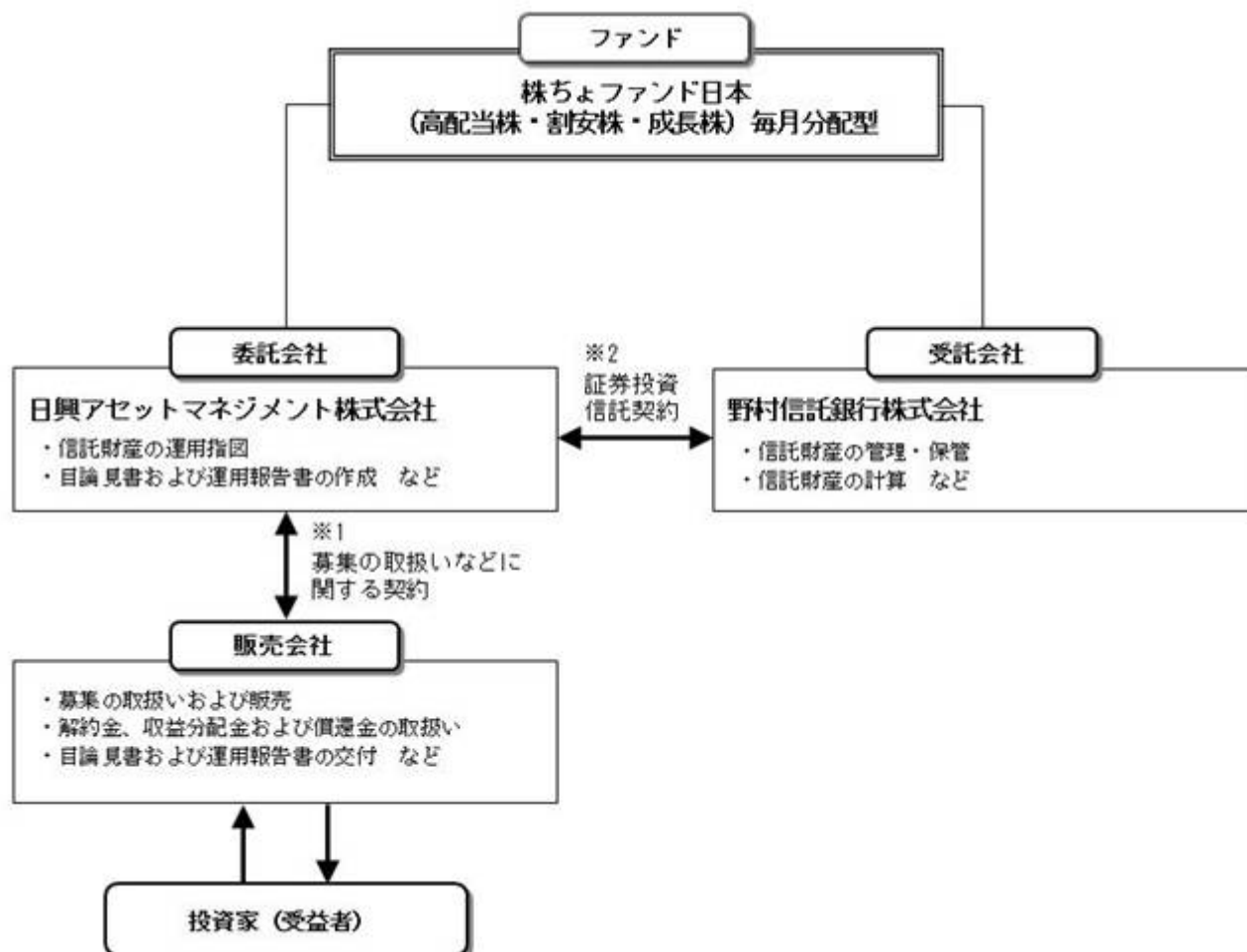
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成20年8月20日

- ・信託期間の更新（信託終了日を平成22年9月21日から平成27年8月19日へ変更）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

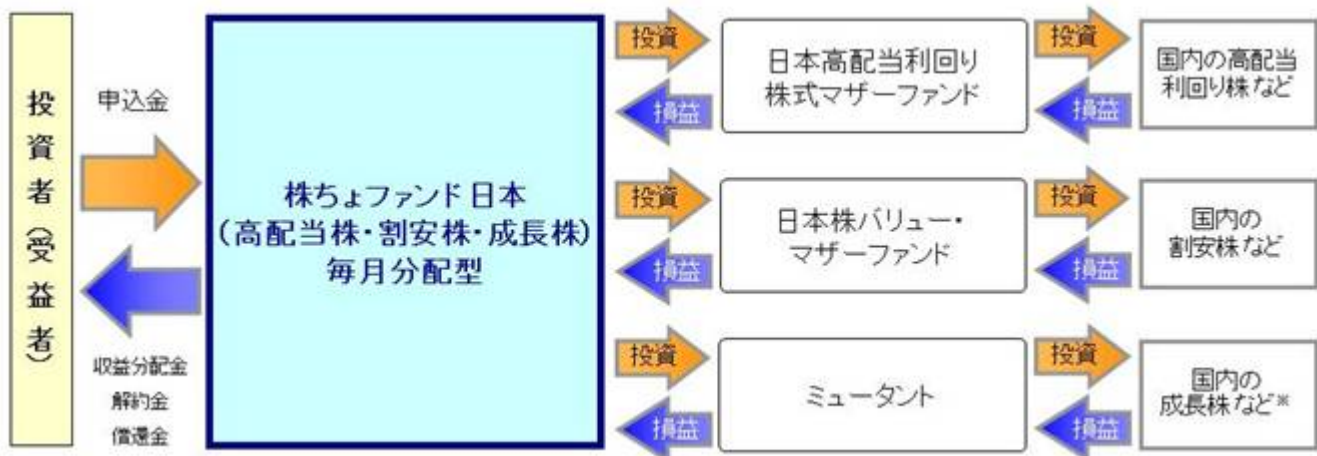


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※「ミュータント」は国内株式を中心に投資を行ないますが、国内よりも海外に有望企業があると判断した場合には、「ミュータント」の信託財産の純資産総額の30%を上限として、外国株式への投資を行ないます。この場合、原則として為替ヘッジは行ないません。

② 委託会社の概況（平成25年6月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

- 以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
証券投資信託「日本高配当利回り株式マザーファンド」
証券投資信託「日本株バリュー・マザーファンド」
追加型証券投資信託「ミュータント」
- 各投資信託証券への投資比率は、原則として、信託財産の純資産総額の3分の1をめどとし、市況環境および各投資信託証券の収益性などを勘案して決定します。
- また、各投資信託証券について、同一銘柄への投資比率は信託財産の純資産総額の40%以下とします。
- 株式以外の資産への実質投資割合（他の投資信託を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合（他の投資信託を通じて投資する場合で、当該他の投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合をいいます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

証券投資信託「日本高配当利回り株式マザーファンド」

証券投資信託「日本株バリュー・マザーファンド」

追加型証券投資信託「ミュータント」

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
 - 4) 為替手形
- ② 主として次のマザーファンドおよび次の投資信託の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 証券投資信託「日本高配当利回り株式マザーファンド」
 - 2) 証券投資信託「日本株バリュー・マザーファンド」
 - 3) 追加型証券投資信託「ミュータント」
 - 4) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要
 <日本高配当利回り株式マザーファンド>

1. ファンドの特色

わが国の高配当利回り株に投資を行ないます。

- ・ファンドの純資産総額の概ね50%±20%程度は、電力株やガス株に投資し、残りの部分については、わが国の株式の中から、配当利回りが相対的に高い株式に投資を行ないます。
- ・東証電気・ガス業株価指数構成銘柄以外の高配当利回り株式にも積極的に投資します。

2. ファンドの概要

運用の基本方針	
基本方針	中長期的に安定的な収益の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から配当利回りの相対的に高い株式に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ・配当利回りの相対的に高い株式への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やバリュエーション分析を行なった上で投資を行ないます。組入銘柄の見直しは、随時行ないます。 ・株式組入比率は原則として高位を保つことを基本とします。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成15年12月18日設定）
決算日	毎年12月15日（休業日の場合は翌営業日）

<日本株バリュー・マザーファンド>

1. ファンドの特色

株価が割安と判断される銘柄を中心に投資を行ないます。

- ・ P E R（株価収益率）、P B R（株価純資産倍率）などのバリュエーションの観点から株価が割安と判断される銘柄を中心に投資を行ないます。
- ・ 中長期的な観点から、T O P I X（東証株価指数）の動きを上回る投資成果の実現をめざします。

2. ファンドの概要

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、T O P I X（東証株価指数）*の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・ 主として、わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものも含まれます。）の中から、P E R（株価収益率）、P B R（株価純資産倍率）などのバリュエーションの観点から株価が割安と判断される銘柄への投資を行ない、中長期的にT O P I X（東証株価指数）の動きを上回る投資成果をめざします。 ・ 投資対象銘柄の選定にあたっては、ボトムアップ・アプローチによる個別企業のファンダメンタルズ分析を行ない、「変革のプロセス」にあると判断される企業の株式を中心に投資を行ないます。 ・ なお、現物株式を中心に株式組入比率は高位を保ち、原則として、市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は行ないません。 ・ 株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・ 外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成13年4月20日設定）
決算日	毎年4月19日（休業日の場合は翌営業日）

* T O P I X（東証株価指数）は、東京証券取引所第一部に上場されている普通株式全銘柄（算出対象除外後の整理ポスト割当銘柄および算出対象組入前の新規上場銘柄を除きます。）の浮動株調整後の時価総額を指数化したもので、市場全体の動向を反映するものです。T O P I Xの指数値およびT O P I Xの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利およびT O P I Xの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

<ミュータント>

1. ファンドの特色

1) 「ミュータント・カンパニー」となり得る企業へ投資します。

中長期的なグローバルトレンドの分析を行なうとともに、ボトムアップ・リサーチ、ファンダメンタルズ分析を通じて、“チャレンジングな変貌を遂げる企業”すなわち、固定観念や旧来の常識を打ち破り、進化・成長する企業（＝ミュータント・カンパニー）に厳選投資を行ないます。

「ミュータント・カンパニー」とは・・・

- ①世界で起こるトレンド（大きなうねり）を捉え、進化・成長し続ける企業
- ②新しいビジネスモデルを構築することにより、自ら市場を開拓する企業
- ③経営革新に基づき「選択と集中」を実行し、新しい分野に向け変身する企業 など

2) 中長期での絶対リターンを重視して運用を行ないます。

特定の株価指数をベンチマーク（運用目標）とした運用を行わず、中長期にわたる運用期間での絶対リターンを重視して運用を行ないます。そのため、市場の動きとは異なる値動きをする場合があります。

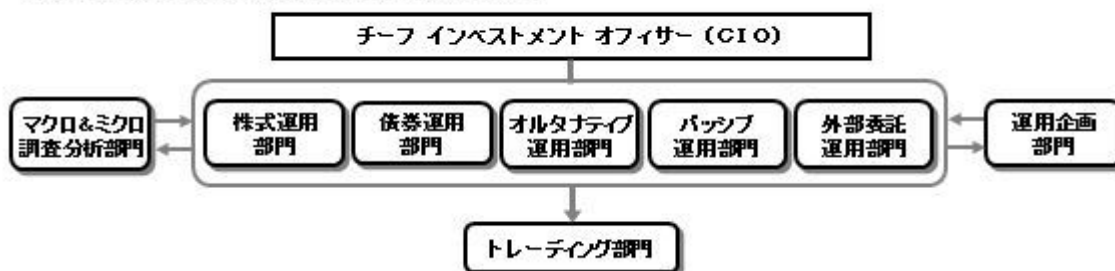
※ここでいう絶対リターンとは、相対リターン（ベンチマークに対してのリターン）ではなく、投資元本に対するリターンを指します。ただし、元金が保証されている商品ではありません。

2. ファンドの概要

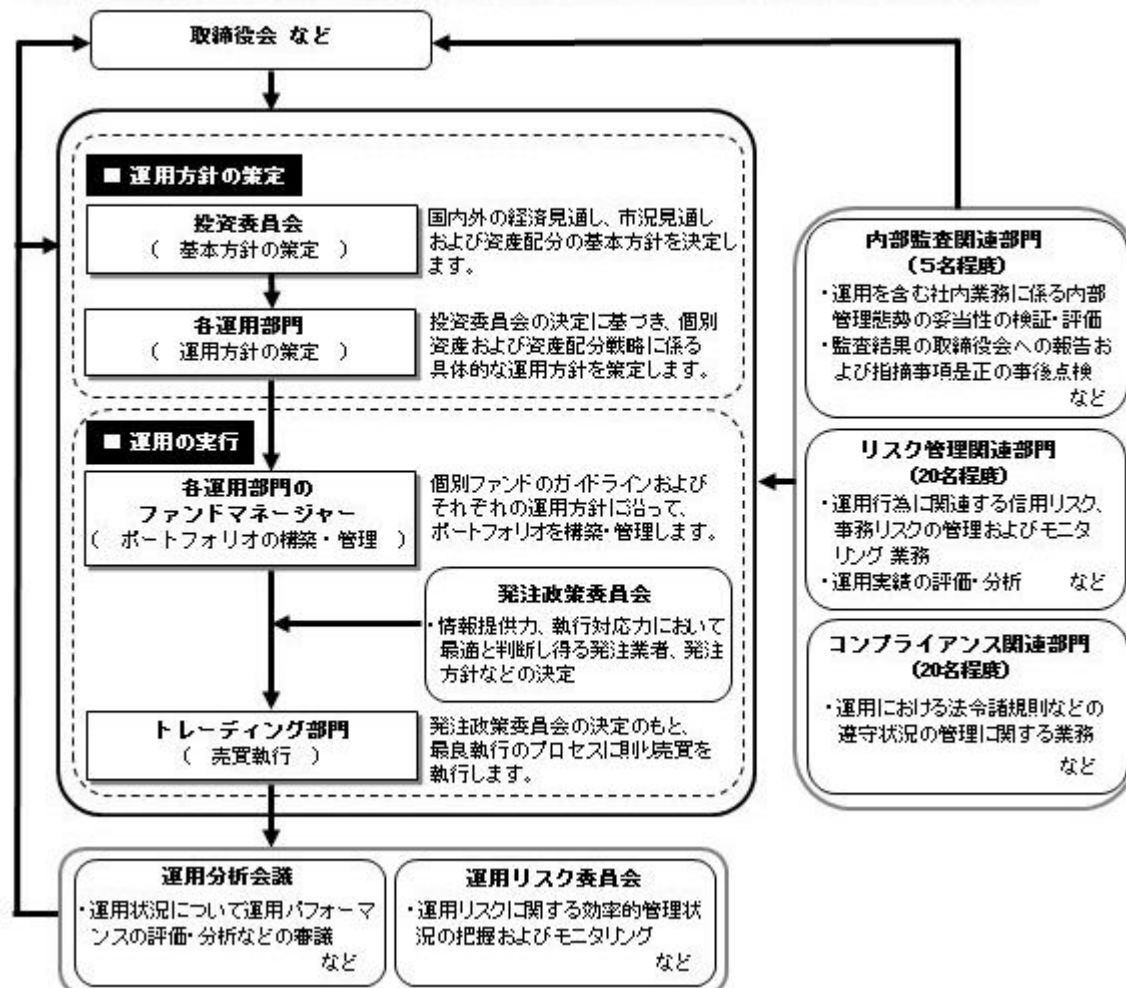
運用の基本方針	
基本方針	中長期的な信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。
投資方針	・株式への投資にあたっては、中長期的な国際的主要テーマの分析を行なうとともに、ボトムアップ・リサーチ、ファンダメンタルズ分析を通じて、「将来、爆発的な変貌を遂げる企業＝ミュータント・カンパニー」に厳選投資を行ない、信託財産の積極的な成長をめざします。また、投資テーマによっては国内に有望企業が存在しないような場合に、同種の海外企業に投資することがあります。 ・株式組入比率は現物株式を中心に原則として高位を保ちますが、市況環境などの変化に応じ実質株式組入比率を変動させることがあります。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.89%（税抜1.8%）
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.5%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	平成27年9月28日まで（平成12年9月28日設定）
決算日	毎年9月27日（休業日の場合は翌営業日）

（３）【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記体制は平成25年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

２）有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

３）外貨建資産への直接投資は行ないません。

４）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

ニ）解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・ 一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファ

ンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

- ・一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ 未上場株式などの組入リスク

1) 低流動性資産のリスク

未上場会社の発行する株式など流動性の低い証券については、保有証券を直ちに売却できないことも考えられます。また、このような証券の転売についても契約上制限されていることがあり、ファンドの資金流動性に影響を与え、不測の損失を被るリスクがあります。

2) 財務リスク

未上場会社の発行する株式などは、会社の沿革、規模などの観点から、社会、政治、経済の情勢変化に大きな影響を受け易く、予想に反し、会社の業績、資金調達などにおいて懸念が生じる場合もあります。このような懸念が生じた場合、時価評価額の見直しが行なわれるため、基準価額が影響を受けることも考えられます。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

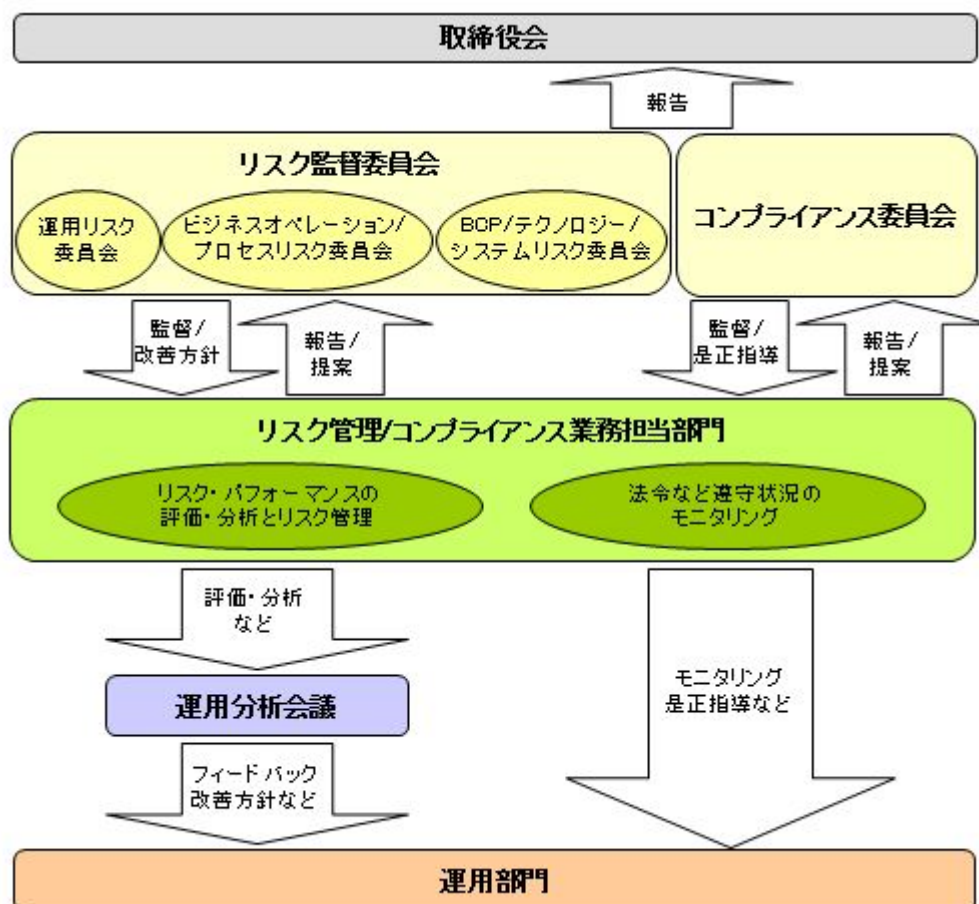
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用

- 業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
- ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は平成25年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.03425%（税抜0.985%）
投資対象とする投資信託証券	0.63%（税抜0.6%）程度※
実質的負担	1.66425%（税抜1.585%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.03425%（税抜0.985%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.63%（税抜0.6%）程度※がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.66425%（税抜1.585%）程度となります。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬率（年率）は、「ミュータント」を3分の1組み入れると想定した場合の概算値です。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社
1.03425% (0.985%)	0.24675% (0.235%)	0.73500% (0.700%)	0.05250% (0.050%)

※括弧内は税抜です。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乘じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

① やむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。

- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

- 「日本高配当利回り株式マザーファンド」
- 「日本株バリュー・マザーファンド」
- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

「ミュータント」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。平成26年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

*確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

原則として、益金不算入制度が適用されます。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

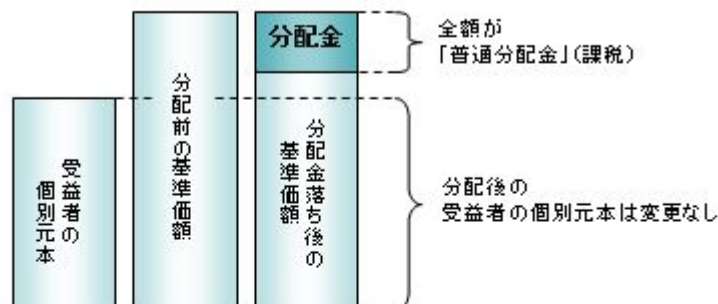
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

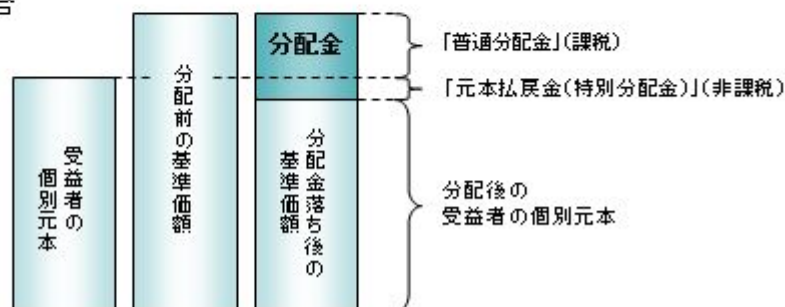
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2013年6月28日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	5,231,320,007	33.21
親投資信託受益証券	日本	10,413,640,569	66.12
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	105,231,693	0.67
合計（純資産総額）		15,750,192,269	100.00

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****イ.評価額上位銘柄明細**

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本高配当利回り株式マザーファンド	4,056,108,151	1.2537	5,085,142,789	1.2906	5,234,813,179	33.24
日本	投資信託受益証券	ミュータント	4,497,738,808	1.1335	5,098,171,140	1.1631	5,231,320,007	33.21
日本	親投資信託受益証券	日本株バリュース・マザーファンド	3,275,458,472	1.5585	5,105,011,569	1.5811	5,178,827,390	32.88

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	33.21
親投資信託受益証券	66.12
合 計	99.33

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末	2005年11月21日	2,616	2,628	1.1201	1.1251
第2特定期間末	2006年 5月19日	32,056	32,244	1.1904	1.1974
第3特定期間末	2006年11月20日	66,963	67,406	1.0602	1.0672
第4特定期間末	2007年 5月21日	75,255	75,742	1.0817	1.0887
第5特定期間末	2007年11月19日	64,305	64,797	0.9146	0.9216
第6特定期間末	2008年 5月19日	57,781	58,061	0.8252	0.8292
第7特定期間末	2008年11月19日	36,095	36,366	0.5341	0.5381
第8特定期間末	2009年 5月19日	34,889	35,158	0.5191	0.5231
第9特定期間末	2009年11月19日	32,015	32,208	0.4993	0.5023
第10特定期間末	2010年 5月19日	31,948	32,067	0.5375	0.5395
第11特定期間末	2010年11月19日	25,650	25,703	0.4856	0.4866
第12特定期間末	2011年 5月19日	20,133	20,178	0.4493	0.4503
第13特定期間末	2011年11月21日	14,716	14,755	0.3777	0.3787
第14特定期間末	2012年 5月21日	13,356	13,390	0.3868	0.3878
第15特定期間末	2012年11月19日	12,077	12,108	0.3871	0.3881
第16特定期間末	2013年 5月20日	17,917	17,945	0.6345	0.6355
2012年 6月末日		13,717	—	0.4031	—
7月末日		12,691	—	0.3775	—
8月末日		12,329	—	0.3727	—
9月末日		12,225	—	0.3785	—
10月末日		11,915	—	0.3775	—
11月末日		12,224	—	0.3955	—
12月末日		13,023	—	0.4295	—
2013年 1月末日		13,992	—	0.4675	—
2月末日		14,283	—	0.4843	—
3月末日		15,043	—	0.5188	—
4月末日		16,704	—	0.5857	—
5月末日		15,874	—	0.5647	—
6月末日		15,750	—	0.5641	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

特定期間	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2005年 9月22日～2005年11月21日	0.0090
第2特定期間	2005年11月22日～2006年 5月19日	0.0380
第3特定期間	2006年 5月20日～2006年11月20日	0.0420
第4特定期間	2006年11月21日～2007年 5月21日	0.0420
第5特定期間	2007年 5月22日～2007年11月19日	0.0420
第6特定期間	2007年11月20日～2008年 5月19日	0.0270
第7特定期間	2008年 5月20日～2008年11月19日	0.0240
第8特定期間	2008年11月20日～2009年 5月19日	0.0240
第9特定期間	2009年 5月20日～2009年11月19日	0.0190
第10特定期間	2009年11月20日～2010年 5月19日	0.0170
第11特定期間	2010年 5月20日～2010年11月19日	0.0110
第12特定期間	2010年11月20日～2011年 5月19日	0.0060
第13特定期間	2011年 5月20日～2011年11月21日	0.0060
第14特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	0.0060
第15特定期間	2012年 5月22日～2012年11月19日	0.0060
第16特定期間	2012年11月20日～2013年 5月20日	0.0060

③ 【収益率の推移】

特定期間	期間	収益率（％）
第1特定期間	2005年 9月22日～2005年11月21日	12.91
第2特定期間	2005年11月22日～2006年 5月19日	9.67
第3特定期間	2006年 5月20日～2006年11月20日	△7.41
第4特定期間	2006年11月21日～2007年 5月21日	5.99
第5特定期間	2007年 5月22日～2007年11月19日	△11.57
第6特定期間	2007年11月20日～2008年 5月19日	△6.82
第7特定期間	2008年 5月20日～2008年11月19日	△32.37
第8特定期間	2008年11月20日～2009年 5月19日	1.69
第9特定期間	2009年 5月20日～2009年11月19日	△0.15
第10特定期間	2009年11月20日～2010年 5月19日	11.06
第11特定期間	2010年 5月20日～2010年11月19日	△7.61
第12特定期間	2010年11月20日～2011年 5月19日	△6.24
第13特定期間	2011年 5月20日～2011年11月21日	△14.60
第14特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	4.00
第15特定期間	2012年 5月22日～2012年11月19日	1.63
第16特定期間	2012年11月20日～2013年 5月20日	65.46

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2005年 9月22日～2005年11月21日	2,345,060,480	8,802,489
第2特定期間	2005年11月22日～2006年 5月19日	25,680,619,988	1,088,841,005
第3特定期間	2006年 5月20日～2006年11月20日	37,427,666,917	1,196,957,778
第4特定期間	2006年11月21日～2007年 5月21日	12,932,189,516	6,520,656,478
第5特定期間	2007年 5月22日～2007年11月19日	5,551,533,288	4,811,287,705
第6特定期間	2007年11月20日～2008年 5月19日	2,621,075,765	2,908,123,295
第7特定期間	2008年 5月20日～2008年11月19日	1,309,318,219	3,745,837,416
第8特定期間	2008年11月20日～2009年 5月19日	1,457,676,744	1,828,079,086
第9特定期間	2009年 5月20日～2009年11月19日	1,323,698,404	4,424,240,744
第10特定期間	2009年11月20日～2010年 5月19日	551,933,257	5,231,623,344
第11特定期間	2010年 5月20日～2010年11月19日	432,763,882	7,050,249,679
第12特定期間	2010年11月20日～2011年 5月19日	277,155,862	8,289,351,961
第13特定期間	2011年 5月20日～2011年11月21日	220,777,222	6,061,860,736
第14特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	166,002,549	4,602,545,562
第15特定期間	2012年 5月22日～2012年11月19日	314,180,406	3,645,957,910
第16特定期間	2012年11月20日～2013年 5月20日	515,982,749	3,472,995,825

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）日本高配当利回り株式マザーファンド

以下の運用状況は2013年6月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	6,184,413,700	95.73
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	275,874,649	4.27
合計（純資産総額）		6,460,288,349	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	1,080,000	412.33	445,316,400	548.00	591,840,000	9.16
日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	1,094,000	352.12	385,219,280	419.00	458,386,000	7.10
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	490,300	440.43	215,942,829	612.00	300,063,600	4.64
日本	株式	中国電力	電気・ガス業	179,900	1,253.80	225,558,620	1,558.00	280,284,200	4.34
日本	株式	電源開発	電気・ガス業	83,900	2,368.49	198,716,311	3,100.00	260,090,000	4.03
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	51,500	3,252.28	167,492,420	4,550.00	234,325,000	3.63
日本	株式	北陸電力	電気・ガス業	146,800	1,123.10	164,871,080	1,558.00	228,714,400	3.54
日本	株式	東邦瓦斯	電気・ガス業	348,000	507.76	176,700,480	513.00	178,524,000	2.76
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	711,600	141.10	100,406,760	206.00	146,589,600	2.27
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	30,700	4,340.99	133,268,425	4,480.00	137,536,000	2.13
日本	株式	キャノン	電気機器	40,700	3,160.16	128,618,776	3,235.00	131,664,500	2.04
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	20,800	4,125.10	85,802,080	5,140.00	106,912,000	1.65
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	92,900	852.12	79,162,106	1,005.00	93,364,500	1.45
日本	株式	沖縄電力	電気・ガス業	22,400	2,933.10	65,701,640	3,760.00	84,224,000	1.30
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	23,100	2,666.52	61,596,612	3,505.00	80,965,500	1.25
日本	株式	NKSJホールディングス	保険業	33,800	2,106.72	71,207,136	2,365.00	79,937,000	1.24
日本	株式	西部瓦斯	電気・ガス業	329,000	222.25	73,120,250	239.00	78,631,000	1.22
日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	94,000	694.96	65,326,240	833.00	78,302,000	1.21
日本	株式	住友化学	化学	226,000	301.81	68,209,060	312.00	70,512,000	1.09
日本	株式	静岡瓦斯	電気・ガス業	99,500	653.15	64,988,900	708.00	70,446,000	1.09
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	19,100	3,530.00	67,423,000	3,625.00	69,237,500	1.07
日本	株式	任天堂	その他製品	5,700	9,499.10	54,144,887	11,700.00	66,690,000	1.03
日本	株式	日本板硝子	ガラス・土石製品	679,000	104.35	70,857,000	93.00	63,147,000	0.98
日本	株式	富士通	電気機器	147,000	387.35	56,940,450	410.00	60,270,000	0.93
日本	株式	コスモ石油	石油・石炭製品	325,000	182.15	59,201,880	183.00	59,475,000	0.92
日本	株式	日本水産	水産・農林業	301,000	191.02	57,497,020	195.00	58,695,000	0.91
日本	株式	資生堂	化学	39,700	1,506.62	59,813,000	1,477.00	58,636,900	0.91

日本	株式	三菱商事	卸売業	34,400	1,660.00	57,104,010	1,699.00	58,445,600	0.90
日本	株式	北海道瓦斯	電気・ガス業	206,000	246.61	50,802,100	255.00	52,530,000	0.81
日本	株式	K D D I	情報・通信業	10,000	4,054.20	40,542,000	5,160.00	51,600,000	0.80

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.91
		建設業	1.67
		食料品	1.61
		繊維製品	0.36
		パルプ・紙	1.27
		化学	3.53
		医薬品	4.29
		石油・石炭製品	1.01
		ゴム製品	0.02
		ガラス・土石製品	1.74
		非鉄金属	0.28
		機械	1.03
		電気機器	5.95
		輸送用機器	2.19
		その他製品	1.97
		電気・ガス業	35.35
		陸運業	0.66
		倉庫・運輸関連業	0.79
		情報・通信業	3.65
		卸売業	1.77
		小売業	1.59
		銀行業	13.90
		証券、商品先物取引業	2.69
		保険業	3.20
		その他金融業	1.63
		不動産業	2.17
		サービス業	0.48
合 計			95.73

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）日本株バリュー・マザーファンド

以下の運用状況は2013年6月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	5,073,542,500	97.97
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	105,283,984	2.03
合計（純資産総額）		5,178,826,484	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	54,600	5,480.00	299,208,000	5,990.00	327,054,000	6.32
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	310,700	643.00	199,780,100	612.00	190,148,400	3.67
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	33,800	4,395.00	148,551,000	4,550.00	153,790,000	2.97
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	34,400	3,859.85	132,778,840	3,685.00	126,764,000	2.45
日本	株式	イハラケミカル工業	化学	188,000	622.00	116,936,000	620.00	116,560,000	2.25
日本	株式	テンプホールディングス	サービス業	49,600	1,928.00	95,628,800	2,265.00	112,344,000	2.17
日本	株式	マツダ	輸送用機器	274,000	320.00	87,680,000	391.00	107,134,000	2.07
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	510,800	214.00	109,311,200	206.00	105,224,800	2.03
日本	株式	日立製作所	電気機器	159,000	603.16	95,903,301	637.00	101,283,000	1.96
日本	株式	KDDI	情報・通信業	18,000	4,320.79	77,774,328	5,160.00	92,880,000	1.79
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	25,200	3,382.97	85,251,039	3,505.00	88,326,000	1.71
日本	株式	東京デリカ	小売業	48,100	1,579.72	75,985,001	1,688.00	81,192,800	1.57
日本	株式	オリックス	その他金融業	54,400	1,368.13	74,426,476	1,355.00	73,712,000	1.42
日本	株式	東芝	電気機器	151,000	528.00	79,728,000	477.00	72,027,000	1.39
日本	株式	三井不動産	不動産業	24,000	3,460.00	83,040,000	2,917.00	70,008,000	1.35
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	451	150,547.96	67,897,130	154,100.00	69,499,100	1.34
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	20,100	3,650.97	73,384,497	3,380.00	67,938,000	1.31
日本	株式	東京建物	不動産業	80,000	973.00	77,840,000	826.00	66,080,000	1.28
日本	株式	泉州電業	卸売業	60,700	1,322.03	80,247,597	1,076.00	65,313,200	1.26
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	8,200	8,349.01	68,461,938	7,710.00	63,222,000	1.22
日本	株式	ダイセル	化学	72,000	809.49	58,283,383	869.00	62,568,000	1.21
日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	56,000	1,298.00	72,688,000	1,106.00	61,936,000	1.20
日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	73,000	825.00	60,225,000	833.00	60,809,000	1.17
日本	株式	三井物産	卸売業	48,100	1,310.00	63,011,000	1,246.00	59,932,600	1.16
日本	株式	丹青社	サービス業	137,000	403.01	55,213,063	428.00	58,636,000	1.13
日本	株式	キャノン	電気機器	18,100	3,715.00	67,241,500	3,235.00	58,553,500	1.13
日本	株式	三菱電機	電気機器	63,000	882.00	55,566,000	929.00	58,527,000	1.13

日本	株式	小松製作所	機械	25,500	2,488.00	63,444,000	2,293.00	58,471,500	1.13
日本	株式	住友鋼管	鉄鋼	53,500	808.33	43,245,981	1,000.00	53,500,000	1.03
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	14,200	3,735.00	53,037,000	3,625.00	51,475,000	0.99

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	2.62
		食料品	1.81
		繊維製品	0.81
		パルプ・紙	0.21
		化学	5.63
		医薬品	0.92
		石油・石炭製品	0.51
		ゴム製品	2.18
		ガラス・土石製品	0.74
		鉄鋼	3.65
		非鉄金属	3.09
		金属製品	1.49
		機械	6.33
		電気機器	8.64
		輸送用機器	13.48
		精密機器	0.54
		その他製品	0.18
		陸運業	1.22
		海運業	0.19
		倉庫・運輸関連業	1.26
		情報・通信業	6.60
		卸売業	5.03
		小売業	4.41
		銀行業	9.21
		証券、商品先物取引業	3.48
		保険業	2.10
		その他金融業	1.42
		不動産業	5.33
		サービス業	4.89
		合 計	

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) ミュータント

以下の運用状況は2013年6月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	7,013,271,000	98.79
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	86,127,653	1.21
合計（純資産総額）		7,099,398,653	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	69,100	3,822.55	264,138,205	5,990.00	413,909,000	5.83
日本	株式	富士重工業	輸送用機器	86,000	1,289.05	110,858,300	2,445.00	210,270,000	2.96
日本	株式	オリックス	その他金融業	151,200	834.15	126,124,354	1,355.00	204,876,000	2.89
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	292,000	646.67	188,828,825	612.00	178,704,000	2.52
日本	株式	日野自動車	輸送用機器	121,000	955.58	115,626,127	1,456.00	176,176,000	2.48
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	36,200	3,987.75	144,356,550	4,550.00	164,710,000	2.32
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	226,000	456.86	103,250,750	679.00	153,454,000	2.16
日本	株式	三井不動産	不動産業	52,000	1,834.99	95,419,480	2,917.00	151,684,000	2.14
日本	株式	日本ペイント	化学	116,000	752.56	87,296,960	1,196.00	138,736,000	1.95
日本	株式	日東電工	化学	21,600	4,969.88	107,349,408	6,380.00	137,808,000	1.94
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	667,400	131.07	87,476,118	206.00	137,484,400	1.94
日本	株式	日立製作所	電気機器	210,000	524.66	110,179,953	637.00	133,770,000	1.88
日本	株式	住友不動産	不動産業	33,000	2,430.41	80,203,530	3,955.00	130,515,000	1.84
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	32,200	1,936.13	62,343,386	3,380.00	108,836,000	1.53
日本	株式	小糸製作所	電気機器	56,000	1,771.05	99,179,043	1,895.00	106,120,000	1.49
日本	株式	大和証券グループ本社	証券・商品先物取引業	127,000	854.82	108,562,140	833.00	105,791,000	1.49
日本	株式	デンソー	輸送用機器	22,400	2,575.78	57,697,472	4,665.00	104,496,000	1.47
日本	株式	クボタ	機械	72,000	796.73	57,364,560	1,448.00	104,256,000	1.47
日本	株式	日立キャピタル	その他金融業	53,000	1,728.29	91,599,828	1,963.00	104,039,000	1.47
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	29,300	2,838.43	83,165,999	3,505.00	102,696,500	1.45
日本	株式	マキタ	機械	18,700	4,418.18	82,620,152	5,360.00	100,232,000	1.41
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	54,000	1,371.21	74,045,340	1,851.00	99,954,000	1.41
日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	133,300	589.80	78,620,340	731.00	97,442,300	1.37
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	26,600	3,723.79	99,052,935	3,625.00	96,425,000	1.36
日本	株式	リンナイ	金属製品	11,900	7,042.33	83,803,792	7,060.00	84,014,000	1.18
日本	株式	東京精密	精密機器	37,900	2,016.92	76,441,268	2,209.00	83,721,100	1.18
日本	株式	日立国際電気	電気機器	70,000	1,005.74	70,401,800	1,190.00	83,300,000	1.17
日本	株式	村田製作所	電気機器	10,600	8,447.07	89,538,943	7,550.00	80,030,000	1.13

日本	株式	キッコーマン	食料品	46,000	1,397.44	64,282,295	1,650.00	75,900,000	1.07
日本	株式	DOWAホールディングス	非鉄金属	85,000	653.24	55,526,166	885.00	75,225,000	1.06

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	2.44
		食料品	2.52
		化学	4.84
		ゴム製品	1.53
		ガラス・土石製品	1.54
		鉄鋼	3.02
		非鉄金属	1.84
		金属製品	2.88
		機械	7.12
		電気機器	12.16
		輸送用機器	16.95
		精密機器	2.13
		その他製品	2.17
		陸運業	1.52
		海運業	0.88
		情報・通信業	5.53
		卸売業	1.87
		小売業	3.31
		銀行業	8.44
		証券、商品先物取引業	2.86
		保険業	0.70
		その他金融業	4.35
		不動産業	4.67
		サービス業	3.49
合 計			98.79

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績

2013年6月28日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額.....5,641円

純資産総額..... 157.50億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月	2013年6月	直近1年間累計	設定来累計
10円	10円	10円	10円	10円	120円	3,260円

主要な資産の状況

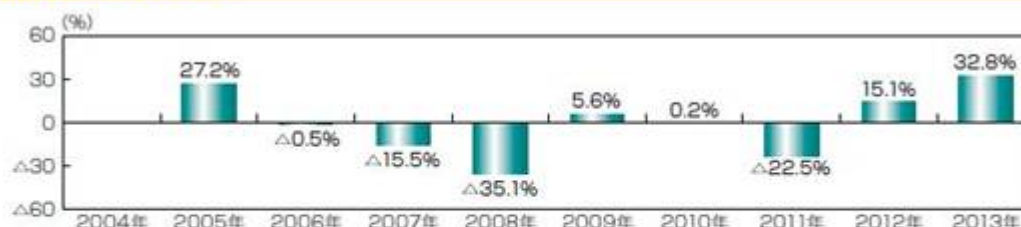
<資産構成比率>

組入資産	比率※1	銘柄数	株式組入上位銘柄	業種	比率※2
日本高配当利回り株式マザーファンド	33.24%	138	東京瓦斯	電気・ガス業	9.16%
			大阪瓦斯	電気・ガス業	7.10%
			三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.64%
日本株バリュー・マザーファンド	32.88%	123	トヨタ自動車	輸送用機器	6.32%
			三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.67%
			三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.97%
ミュータント	33.21%	85	トヨタ自動車	輸送用機器	5.83%
			富士重工業	輸送用機器	2.96%
			オリックス	その他金融業	2.89%
短期資産その他	0.67%				

※1:当ファンドの対純資産総額比です。

※2:各投資信託証券の対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2005年は、設定時から2005年末までの騰落率です。

※2013年は、2013年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができます場合があります。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (6) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (7) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (8) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- (9) 償還乗換
 - ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- (10) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

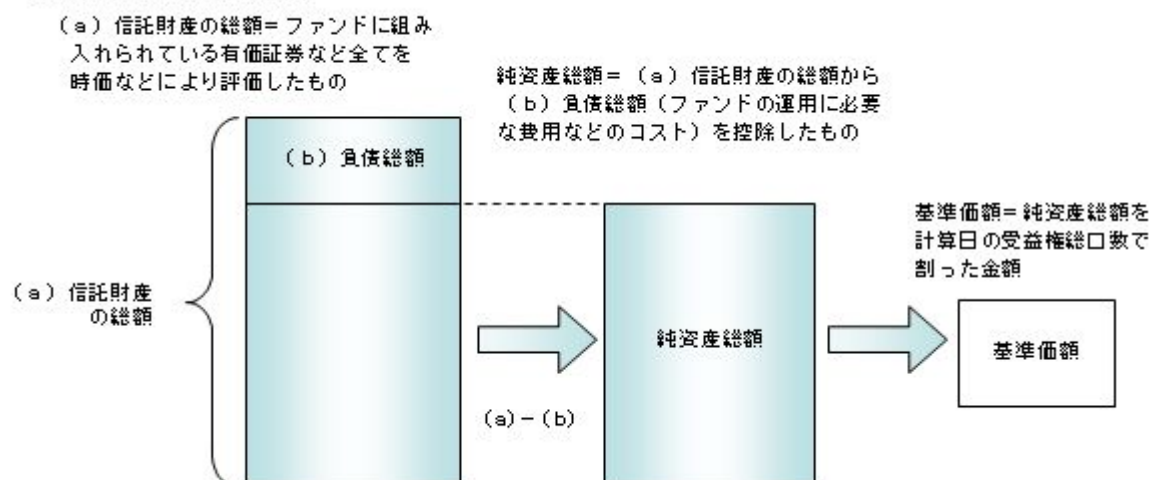
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

- ◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成27年8月19日までとします（平成17年9月22日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

※平成26年2月20日付で信託期間を5年更新し「平成32年8月19日まで」に変更予定です。

(4) 【計算期間】

毎月20日から翌月19日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回るようになった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

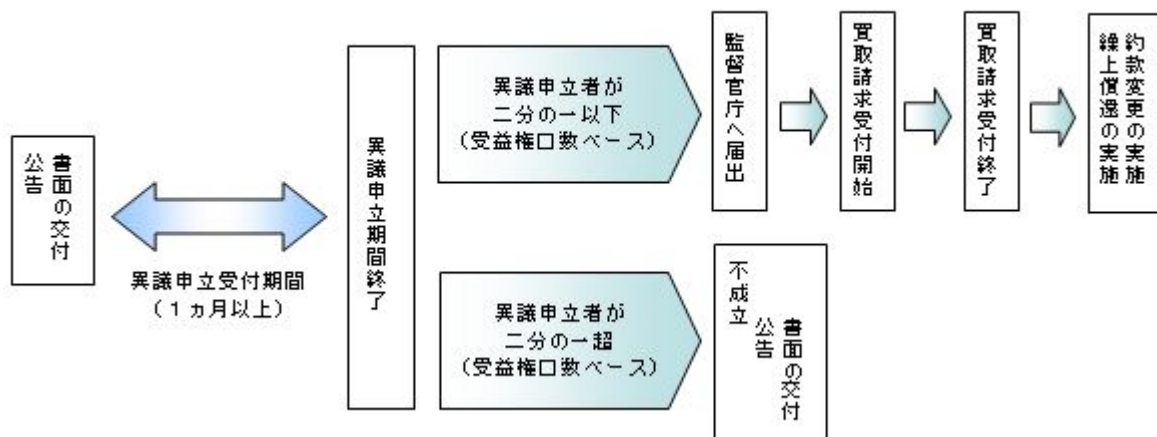
④ 異議の申立て

1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分之一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更

は行ないません。

- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成24年11月20日から平成25年5月20日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

株ちょファンド日本（高配当株・割安株・成長株）毎月分配型

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年11月19日現在	当期 平成25年 5 月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	126,370,432	162,557,970
投資信託受益証券	3,946,640,019	5,928,738,792
親投資信託受益証券	8,051,087,534	11,866,181,861
未収入金	28,176,767	93,063,271
未収利息	233	267
流動資産合計	12,152,274,985	18,050,542,161
資産合計	12,152,274,985	18,050,542,161
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	31,197,237	28,240,224
未払解約金	28,713,020	87,227,698
未払受託者報酬	529,892	753,577
未払委託者報酬	9,909,176	14,092,060
その他未払費用	4,670,648	2,848,719
流動負債合計	75,019,973	133,162,278
負債合計	75,019,973	133,162,278
純資産の部		
元本等		
元本	31,197,237,311	28,240,224,235
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△19,119,982,299	△10,322,844,352
（分配準備積立金）	93,438,714	48,780,622
元本等合計	12,077,255,012	17,917,379,883
純資産合計	12,077,255,012	17,917,379,883
負債純資産合計	12,152,274,985	18,050,542,161

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成24年 5 月22日 至 平成24年11月19日	当期 自 平成24年11月20日 至 平成25年 5 月20日
営業収益		
受取配当金	79,058,853	—
受取利息	36,467	38,143
有価証券売買等損益	173,660,209	7,514,686,268
営業収益合計	252,755,529	7,514,724,411
営業費用		
受託者報酬	3,302,306	3,763,418
委託者報酬	61,754,211	70,377,057
その他費用	2,381,638	3,143,639
営業費用合計	67,438,155	77,284,114
営業利益又は営業損失（△）	185,317,374	7,437,440,297
経常利益又は経常損失（△）	185,317,374	7,437,440,297
当期純利益又は当期純損失（△）	185,317,374	7,437,440,297
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△20,353,828	61,700,088
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△21,172,738,888	△19,119,982,299
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,238,926,933	1,840,753,364
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,238,926,933	1,840,753,364
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	194,734,860	243,063,636
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	194,734,860	243,063,636
分配金	197,106,686	176,291,990
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△19,119,982,299	△10,322,844,352

（３）【注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 当ファンドの計算期間は原則として、毎月20日から翌月19日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成24年11月20日から平成25年 5月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 平成24年11月19日現在	当期 平成25年 5月20日現在
1.	期首元本額	34,529,014,815円	31,197,237,311円
	期中追加設定元本額	314,180,406円	515,982,749円
	期中一部解約元本額	3,645,957,910円	3,472,995,825円
2.	受益権の総数	31,197,237,311口	28,240,224,235口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	19,119,982,299円	10,322,844,352円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年 5月22日 至 平成24年11月19日			当期 自 平成24年11月20日 至 平成25年 5月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
	自 平成24年5月22日 至 平成24年6月19日			自 平成24年11月20日 至 平成24年12月19日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	268,927円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	473,798,140円	C	信託約款に定める収益調整金	342,771,542円
D	信託約款に定める分配準備積立金	43,123,231円	D	信託約款に定める分配準備積立金	91,265,021円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	516,921,371円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	434,305,490円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0151円 151円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0142円 142円
G	分配金額	34,209,300円	G	分配金額	30,415,208円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円
	自 平成24年6月20日 至 平成24年7月19日			自 平成24年12月20日 至 平成25年1月21日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	4,781,247円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	8,198,490円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	467,068,931円	C	信託約款に定める収益調整金	339,412,479円
D	信託約款に定める分配準備積立金	8,817,774円	D	信託約款に定める分配準備積立金	60,576,866円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	480,667,952円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	408,187,835円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0142円 142円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0135円 135円
G	分配金額	33,722,705円	G	分配金額	30,110,801円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円
	自 平成24年7月20日 至 平成24年8月20日			自 平成25年1月22日 至 平成25年2月19日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	481,325円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	441,805,811円	C	信託約款に定める収益調整金	334,230,804円
D	信託約款に定める分配準備積立金	106,283円	D	信託約款に定める分配準備積立金	38,147,829円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	441,912,094円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	372,859,958円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0132円 132円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0125円 125円
G	分配金額	33,335,516円	G	分配金額	29,644,489円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円
	自 平成24年8月21日 至 平成24年9月19日			自 平成25年2月20日 至 平成25年3月19日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,218,829円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	400,771,411円	C	信託約款に定める収益調整金	329,577,639円
D	信託約款に定める分配準備積立金	107,211円	D	信託約款に定める分配準備積立金	8,897,298円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	400,878,622円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	341,693,766円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0122円 122円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0116円 116円
G	分配金額	32,698,986円	G	分配金額	29,230,103円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円
		自 平成24年9月20日 至 平成24年10月19日			自 平成25年3月20日 至 平成25年4月19日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	158,583,489円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	97,256,187円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	359,798,659円	C	信託約款に定める収益調整金	306,406,765円
D	信託約款に定める分配準備積立金	224,388円	D	信託約款に定める分配準備積立金	89,090円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	518,606,536円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	403,752,042円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0162円 162円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0140円 140円
G	分配金額	31,942,942円	G	分配金額	28,651,165円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円
		自 平成24年10月20日 至 平成24年11月19日			自 平成25年4月20日 至 平成25年5月20日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	9,548,419円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	351,491,494円	C	信託約款に定める収益調整金	302,415,055円
D	信託約款に定める分配準備積立金	124,635,951円	D	信託約款に定める分配準備積立金	67,472,427円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	476,127,445円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	379,435,901円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0152円 152円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0134円 134円
G	分配金額	31,197,237円	G	分配金額	28,240,224円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0010円 10円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成24年 5月22日 至 平成24年11月19日	当期 自 平成24年11月20日 至 平成25年 5月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成24年11月19日現在	当期 平成25年 5月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（平成24年11月19日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	8,769,165
親投資信託受益証券	113,387,544
合計	122,156,709

当期（平成25年5月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	669,885,801
親投資信託受益証券	1,277,559,306
合計	1,947,445,107

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成24年11月19日現在		当期 平成25年 5月20日現在	
1口当たり純資産額	0.3871円	1口当たり純資産額	0.6345円
（1万口当たり純資産額）	（3,871円）	（1万口当たり純資産額）	（6,345円）

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ミュータント	4,535,448,893	5,928,738,792	
投資信託受益証券 合計		4,535,448,893	5,928,738,792	
親投資信託受益証券	日本株バリュー・マザーファンド	3,333,850,225	5,940,921,100	
	日本高配当利回り株式マザーファンド	4,112,765,157	5,925,260,761	
親投資信託受益証券 合計		7,446,615,382	11,866,181,861	
合計		11,982,064,275	17,794,920,653	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ミュータント」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の有価証券報告書は平成24年12月27日に提出しております。

また、当ファンドは、「日本高配当利回り株式マザーファンド」「日本株バリュー・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「日本高配当利回り株式マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本高配当利回り株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	平成24年11月19日現在	平成25年 5月20日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		108,566,908	148,326,167
株式		4,909,119,350	6,952,670,330
未収入金		—	1,580,196,133
未収配当金		61,459,450	77,859,860
未収利息		200	244
流動資産合計		5,079,145,908	8,759,052,734
資産合計		5,079,145,908	8,759,052,734
負債の部			
流動負債			
未払金		—	1,440,872,002
未払解約金		13,709,497	—
流動負債合計		13,709,497	1,440,872,002
負債合計		13,709,497	1,440,872,002
純資産の部			
元本等			
元本		5,506,409,441	5,079,755,765
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△440,973,030	2,238,424,967
元本等合計		5,065,436,411	7,318,180,732
純資産合計		5,065,436,411	7,318,180,732
負債純資産合計		5,079,145,908	8,759,052,734

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		平成24年11月19日現在	平成25年 5月20日現在
1.	期首	平成24年 5月22日	平成24年11月20日
	期首元本額	5,859,836,102円	5,506,409,441円
	期首からの追加設定元本額	12,423,493円	69,938,013円
	期首からの一部解約元本額	365,850,154円	496,591,689円
	元本の内訳 ※		
	利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	1,159,497,099円	966,990,608円
	株ちょファンド日本（高配当株・割安株・成長株）毎月分配型	4,346,912,342円	4,112,765,157円
	計	5,506,409,441円	5,079,755,765円
2.	受益権の総数	5,506,409,441口	5,079,755,765口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	440,973,030円	—

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成24年 5月22日 至 平成24年11月19日	自 平成24年11月20日 至 平成25年 5月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	平成24年11月19日現在	平成25年 5月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成24年11月19日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	187,717,386
合計	187,717,386

(平成25年5月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,640,776,006
合計	1,640,776,006

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成24年11月19日現在		平成25年 5月20日現在	
1口当たり純資産額	0.9199円	1口当たり純資産額	1.4407円
(1万口当たり純資産額)	(9,199円)	(1万口当たり純資産額)	(14,407円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1332	日本水産	374,900	230.00	86,227,000	
1802	大林組	45,000	614.00	27,630,000	
1820	西松建設	112,000	235.00	26,320,000	
1824	前田建設工業	31,000	502.00	15,562,000	
1860	戸田建設	76,000	314.00	23,864,000	
1878	大東建託	1,700	9,760.00	16,592,000	
1879	新日本建設	32,500	343.00	11,147,500	
1925	大和ハウス工業	18,000	2,207.00	39,726,000	
1928	積水ハウス	10,000	1,469.00	14,690,000	
2503	麒麟ホールディングス	10,000	1,849.00	18,490,000	
2914	日本たばこ産業	26,200	3,790.00	99,298,000	
3101	東洋紡	100,000	174.00	17,400,000	
3608	T S I ホールディングス	29,200	736.00	21,491,200	
3861	王子ホールディングス	233,000	411.00	95,763,000	
3865	北越紀州製紙	49,500	520.00	25,740,000	
3941	レンゴー	15,000	554.00	8,310,000	
3407	旭化成	33,000	725.00	23,925,000	
4005	住友化学	326,000	397.00	129,422,000	
4023	クレハ	39,000	373.00	14,547,000	

4063	信越化学工業	3,700	7,180.00	26,566,000	
4118	カネカ	2,000	675.00	1,350,000	
4911	資生堂	39,500	1,583.00	62,528,500	
4971	メック	11,100	658.00	7,303,800	
4997	日本農薬	24,000	1,082.00	25,968,000	
7874	レック	2,300	1,257.00	2,891,100	
4502	武田薬品工業	7,500	4,950.00	37,125,000	
4503	アステラス製薬	2,800	5,700.00	15,960,000	
4507	塩野義製薬	13,700	2,287.00	31,331,900	
4548	生化学工業	6,500	1,341.00	8,716,500	
4568	第一三共	12,800	1,965.00	25,152,000	
5002	昭和シェル石油	27,100	895.00	24,254,500	
5007	コスモ石油	230,000	216.00	49,680,000	
5018	MORESCO	8,600	1,251.00	10,758,600	
5105	東洋ゴム工業	9,000	587.00	5,283,000	
3110	日東紡績	36,000	373.00	13,428,000	
5201	旭硝子	64,000	814.00	52,096,000	
5202	日本板硝子	361,000	125.00	45,125,000	
5218	オハラ	500	740.00	370,000	
5706	三井金属鉱業	14,000	254.00	3,556,000	
6250	やまびこ	6,400	3,685.00	23,584,000	
6349	小森コーポレーション	37,100	1,370.00	50,827,000	
6460	セガサミーホールディングス	10,900	2,684.00	29,255,600	
6472	NTN	200,000	375.00	75,000,000	
6701	日本電気	113,000	266.00	30,058,000	
6702	富士通	190,000	443.00	84,170,000	
6770	アルプス電気	17,600	760.00	13,376,000	
6804	ホシデン	46,900	611.00	28,655,900	
6815	ユニデン	60,000	255.00	15,300,000	
6963	ローム	8,500	4,210.00	35,785,000	
6967	新光電気工業	22,200	1,221.00	27,106,200	
7751	キヤノン	35,300	3,805.00	134,316,500	
7752	リコー	59,000	1,339.00	79,001,000	
7003	三井造船	294,000	192.00	56,448,000	
7201	日産自動車	74,200	1,225.00	90,895,000	
7236	ティラド	47,000	409.00	19,223,000	
7911	凸版印刷	68,000	774.00	52,632,000	
7912	大日本印刷	49,000	1,011.00	49,539,000	
7914	共同印刷	57,000	355.00	20,235,000	
7949	小松ウオール工業	3,500	2,405.00	8,417,500	
7974	任天堂	4,300	11,120.00	47,816,000	
9504	中国電力	180,200	1,536.00	276,787,200	
9505	北陸電力	147,100	1,612.00	237,125,200	
9511	沖縄電力	22,400	3,740.00	83,776,000	
9513	電源開発	84,000	3,465.00	291,060,000	
9531	東京瓦斯	1,082,000	627.00	678,414,000	

9532	大阪瓦斯	1,096,000	477.00	522,792,000	
9533	東邦瓦斯	349,000	630.00	219,870,000	
9534	北海道瓦斯	206,000	257.00	52,942,000	
9536	西部瓦斯	330,000	244.00	80,520,000	
9543	静岡瓦斯	99,500	772.00	76,814,000	
9020	東日本旅客鉄道	5,400	8,370.00	45,198,000	
3626	I Tホールディングス	500	1,523.00	761,500	
9432	日本電信電話	28,400	5,340.00	151,656,000	
9433	KDD I	14,800	5,170.00	76,516,000	
9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	91	165,800.00	15,087,800	
3167	TOKAIホールディングス	44,700	325.00	14,527,500	
7599	ガリバーインターナショナル	7,100	690.00	4,899,000	
8008	F & A アクアホールディングス	2,200	1,804.00	3,968,800	
8031	三井物産	20,500	1,472.00	30,176,000	
8058	三菱商事	19,300	1,925.00	37,152,500	
8133	伊藤忠エネクス	26,000	557.00	14,482,000	
9810	日鐵商事	32,000	299.00	9,568,000	
2730	エディオン	75,500	511.00	38,580,500	
3341	日本調剤	290	3,205.00	929,450	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	15,000	3,900.00	58,500,000	
8267	イオン	18,500	1,299.00	24,031,500	
8270	ユニグループ・ホールディングス	27,100	704.00	19,078,400	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	529,500	699.00	370,120,500	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	59,100	4,710.00	278,361,000	
8331	千葉銀行	12,000	738.00	8,856,000	
8336	武蔵野銀行	7,300	3,715.00	27,119,500	
8343	秋田銀行	35,000	283.00	9,905,000	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	17,000	475.00	8,075,000	
8377	ほくほくフィナンシャルグループ	165,000	231.00	38,115,000	
8386	百十四銀行	37,000	370.00	13,690,000	
8395	佐賀銀行	2,000	242.00	484,000	
8396	十八銀行	31,000	263.00	8,153,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	733,100	223.00	163,481,300	
8415	紀陽ホールディングス	84,000	171.00	14,364,000	
8522	名古屋銀行	6,000	434.00	2,604,000	
8600	トモニホールディングス	38,800	399.00	15,481,200	
8601	大和証券グループ本社	115,000	1,005.00	115,575,000	
8609	岡三証券グループ	44,000	1,110.00	48,840,000	
8616	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,600	888.00	2,308,800	
8698	マネックスグループ	320	46,000.00	14,720,000	
8703	カブドットコム証券	17,600	733.00	12,900,800	
8706	極東証券	16,400	2,193.00	35,965,200	
8707	岩井コスモホールディングス	19,700	1,714.00	33,765,800	
8630	NK S Jホールディングス	48,600	2,690.00	130,734,000	

8725	MS & ADインシュアランスグループホールディングス	42,500	3,020.00	128,350,000	
8795	T & Dホールディングス	31,600	1,399.00	44,208,400	
8253	クレディセゾン	12,700	2,930.00	37,211,000	
8424	芙蓉総合リース	1,800	4,485.00	8,073,000	
8511	日本証券金融	13,400	999.00	13,386,600	
8519	ポケットカード	21,500	916.00	19,694,000	
8586	日立キャピタル	500	2,686.00	1,343,000	
8772	アサックス	71	207,000.00	14,697,000	
8793	NECキャピタルソリューション	2,500	3,465.00	8,662,500	
2353	日本駐車場開発	1,513	8,960.00	13,556,480	
8803	平和不動産	2,700	2,329.00	6,288,300	
8804	東京建物	39,000	914.00	35,646,000	
8870	住友不動産販売	1,260	6,280.00	7,912,800	
8871	ゴールドクレスト	11,300	2,770.00	31,301,000	
8875	東栄住宅	100	2,019.00	201,900	
8877	日本エスリード	12,900	1,360.00	17,544,000	
4680	ラウンドワン	2,700	738.00	1,992,600	
9716	乃村工藝社	10,000	654.00	6,540,000	
合 計		10,004,645	—	6,952,670,330	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 「日本株バリュー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本株バリュー・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成24年11月19日現在	平成25年 5月20日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		75,778,787	76,249,841
株式		3,914,833,380	5,801,062,400
未収入金		28,966,396	36,127,873
未収配当金		39,852,400	48,202,200
未収利息		139	125
流動資産合計		4,059,431,102	5,961,642,439
資産合計		4,059,431,102	5,961,642,439
負債の部			
流動負債			
未払金		6,976,639	17,540,150
未払解約金		—	3,200,182
流動負債合計		6,976,639	20,740,332
負債合計		6,976,639	20,740,332
純資産の部			
元本等			
元本		3,981,883,533	3,333,850,225
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		70,570,930	2,607,051,882
元本等合計		4,052,454,463	5,940,902,107
純資産合計		4,052,454,463	5,940,902,107
負債純資産合計		4,059,431,102	5,961,642,439

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		平成24年11月19日現在	平成25年 5月20日現在
1.	期首	平成24年 5月22日	平成24年11月20日
	期首元本額	4,640,451,920円	3,981,883,533円
	期首からの追加設定元本額	3,402,707円	4,478,394円
	期首からの一部解約元本額	661,971,094円	652,511,702円
	元本の内訳 ※		
	株ちょファンド日本（高配当株・割安株・成長株）毎月分配型	3,981,883,533円	3,333,850,225円
	計	3,981,883,533円	3,333,850,225円
2.	受益権の総数	3,981,883,533口	3,333,850,225口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成24年 5月22日 至 平成24年11月19日	自 平成24年11月20日 至 平成25年 5月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	平成24年11月19日現在	平成25年 5月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（平成24年11月19日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△131,377,574
合計	△131,377,574

（平成25年5月20日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	658,301,416
合計	658,301,416

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成24年11月19日現在		平成25年 5月20日現在	
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0177円 (10,177円)	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.7820円 (17,820円)

（3）附属明細表
第1 有価証券明細表
（1）株式

（単位：円）

	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1824	前田建設工業	42,000	502.00	21,084,000	
1860	戸田建設	122,000	314.00	38,308,000	
1879	新日本建設	52,800	343.00	18,110,400	
1925	大和ハウス工業	16,000	2,207.00	35,312,000	
1926	ライト工業	50,700	523.00	26,516,100	
1928	積水ハウス	10,000	1,469.00	14,690,000	
2264	森永乳業	18,000	296.00	5,328,000	
2914	日本たばこ産業	24,000	3,790.00	90,960,000	
3402	東レ	66,000	747.00	49,302,000	
3941	レンゴー	23,000	554.00	12,742,000	
4005	住友化学	60,000	397.00	23,820,000	
4061	電気化学工業	49,000	386.00	18,914,000	
4183	三井化学	13,000	266.00	3,458,000	
4202	ダイセル	58,000	899.00	52,142,000	
4204	積水化学工業	32,000	1,209.00	38,688,000	
4612	日本ペイント	18,000	1,218.00	21,924,000	
4989	イハラケミカル工業	195,000	780.00	152,100,000	
7931	未来工業	15,900	1,450.00	23,055,000	
4527	ロート製薬	20,000	1,532.00	30,640,000	

4555	沢井製薬	1,500	12,220.00	18,330,000	
5020	J Xホールディングス	58,300	553.00	32,239,900	
5108	ブリヂストン	20,200	3,645.00	73,629,000	
5110	住友ゴム工業	27,400	1,878.00	51,457,200	
5232	住友大阪セメント	112,000	329.00	36,848,000	
5310	東洋炭素	3,800	2,356.00	8,952,800	
5401	新日鐵住金	98,000	277.00	27,146,000	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	11,000	2,324.00	25,564,000	
5445	東京鐵鋼	106,000	380.00	40,280,000	
5457	住友鋼管	46,400	1,035.00	48,024,000	
5602	栗本鐵工所	85,000	296.00	25,160,000	
5711	三菱マテリアル	122,000	348.00	42,456,000	
5713	住友金属鉱山	57,000	1,446.00	82,422,000	
5802	住友電気工業	42,200	1,449.00	61,147,800	
5929	三和ホールディングス	48,000	606.00	29,088,000	
5976	高周波熱錬	24,100	799.00	19,255,900	
5988	バイオラックス	4,000	3,045.00	12,180,000	
8155	三益半導体工業	27,200	1,081.00	29,403,200	
9922	日立機材	18,200	727.00	13,231,400	
6113	アマダ	47,000	883.00	41,501,000	
6135	牧野フライス製作所	28,000	730.00	20,440,000	
6145	日特エンジニアリング	9,300	1,065.00	9,904,500	
6245	ヒラノテクシード	9,600	1,275.00	12,240,000	
6256	ニューフレアテクノロジー	6	995,000.00	5,970,000	
6279	瑞光	5,300	7,700.00	40,810,000	
6293	日精樹脂工業	9,800	720.00	7,056,000	
6301	小松製作所	26,100	2,920.00	76,212,000	
6326	クボタ	28,000	1,722.00	48,216,000	
6339	新東工業	19,300	964.00	18,605,200	
6367	ダイキン工業	8,000	4,680.00	37,440,000	
6460	セガサミーホールディングス	12,500	2,684.00	33,550,000	
6484	K V K	17,000	749.00	12,733,000	
4062	イビデン	2,600	1,888.00	4,908,800	
6501	日立製作所	157,000	786.00	123,402,000	
6502	東芝	156,000	545.00	85,020,000	
6503	三菱電機	64,000	1,193.00	76,352,000	
6627	テラプローブ	15,300	1,099.00	16,814,700	
6752	パナソニック	11,700	923.00	10,799,100	
6807	日本航空電子工業	14,000	996.00	13,944,000	
6908	イリソ電子工業	18,000	2,333.00	41,994,000	
6971	京セラ	4,200	10,820.00	45,444,000	
7751	キャノン	18,900	3,805.00	71,914,500	
6902	デンソー	6,500	4,890.00	31,785,000	
7012	川崎重工業	99,000	389.00	38,511,000	
7201	日産自動車	32,100	1,225.00	39,322,500	
7202	いすゞ自動車	65,000	873.00	56,745,000	

7203	トヨタ自動車	55,800	6,590.00	367,722,000	
7239	タチエス	8,100	1,757.00	14,231,700	
7261	マツダ	285,000	445.00	126,825,000	
7267	本田技研工業	35,600	4,275.00	152,190,000	
7734	理研計器	38,200	760.00	29,032,000	
9020	東日本旅客鉄道	8,100	8,370.00	67,797,000	
9101	日本郵船	34,000	295.00	10,030,000	
9303	住友倉庫	94,000	651.00	61,194,000	
9364	上組	19,000	901.00	17,119,000	
3626	I Tホールディングス	30,400	1,523.00	46,299,200	
3635	コーエーテクモホールディングス	11,500	968.00	11,132,000	
9404	日本テレビホールディングス	7,200	1,805.00	12,996,000	
9405	朝日放送	29,200	911.00	26,601,200	
9432	日本電信電話	5,700	5,340.00	30,438,000	
9433	K D D I	16,300	5,170.00	84,271,000	
9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	361	165,800.00	59,853,800	
9605	東映	39,000	692.00	26,988,000	
9742	アイネス	34,100	818.00	27,893,800	
9984	ソフトバンク	2,100	6,080.00	12,768,000	
7456	松田産業	11,100	1,424.00	15,806,400	
7476	アズワン	6,400	2,230.00	14,272,000	
8008	F & A アクアホールディングス	17,200	1,804.00	31,028,800	
8031	三井物産	49,900	1,472.00	73,452,800	
8053	住友商事	32,000	1,407.00	45,024,000	
8058	三菱商事	25,600	1,925.00	49,280,000	
9824	泉州電業	60,100	1,400.00	84,140,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	14,200	3,900.00	55,380,000	
7453	良品計画	4,800	8,720.00	41,856,000	
8218	コメリ	9,400	2,949.00	27,720,600	
8233	高島屋	40,000	1,066.00	42,640,000	
8252	丸井グループ	17,100	1,119.00	19,134,900	
8282	ケーズホールディングス	12,600	3,180.00	40,068,000	
9990	東京デリカ	31,300	1,501.00	46,981,300	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	320,500	699.00	224,029,500	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	34,900	4,710.00	164,379,000	
8339	東京都民銀行	24,700	1,474.00	36,407,800	
8411	みずほフィナンシャルグループ	528,000	223.00	117,744,000	
8595	ジャフコ	7,900	4,550.00	35,945,000	
8601	大和証券グループ本社	101,000	1,005.00	101,505,000	
8604	野村ホールディングス	108,600	969.00	105,233,400	
8708	藍澤證券	88,900	740.00	65,786,000	
8729	ソニーフィナンシャルホールディングス	4,200	1,678.00	7,047,600	
8750	第一生命保険	159	165,600.00	26,330,400	
8766	東京海上ホールディングス	14,200	3,350.00	47,570,000	
8795	T & Dホールディングス	36,000	1,399.00	50,364,000	
8591	オリックス	57,000	1,633.00	93,081,000	

3231	野村不動産ホールディングス	11,500	2,612.00	30,038,000	
8801	三井不動産	24,000	3,340.00	80,160,000	
8802	三菱地所	19,000	2,894.00	54,986,000	
8804	東京建物	86,000	914.00	78,604,000	
8806	ダイビル	23,700	1,349.00	31,971,300	
8881	日神不動産	42,900	796.00	34,148,400	
8909	シノケングループ	3,000	2,228.00	6,684,000	
2181	テンプホールディングス	47,500	2,399.00	113,952,500	
2461	ファンコミュニケーションズ	17,000	3,010.00	51,170,000	
9603	エイチ・アイ・エス	8,000	4,470.00	35,760,000	
9743	丹青社	111,000	451.00	50,061,000	
9793	ダイセキ	5,500	1,890.00	10,395,000	
合 計		5,492,426	—	5,801,062,400	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年6月28日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	15,773,536,797 円
II 負債総額	23,344,528 円
III 純資産総額（I－II）	15,750,192,269 円
IV 発行済口数	27,922,877,090 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5641 円

（参考）日本高配当利回り株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	7,536,045,206 円
II 負債総額	1,075,756,857 円
III 純資産総額（I－II）	6,460,288,349 円
IV 発行済口数	5,005,694,136 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2906 円

（参考）日本株バリュー・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	5,189,221,851 円
II 負債総額	10,395,367 円
III 純資産総額（I－II）	5,178,826,484 円
IV 発行済口数	3,275,458,472 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5811 円

（参考）ミュータント

純資産額計算書

I 資産総額	7,290,755,372 円
II 負債総額	191,356,719 円
III 純資産総額（I－II）	7,099,398,653 円
IV 発行済口数	6,103,727,811 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1631 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成25年6月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成25年6月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

（平成25年6月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成25年6月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	449	90,632
株式投資信託	386	69,947
単位型	44	884
追加型	342	69,063
公社債投資信託	63	20,684
単位型	46	492
追加型	17	20,191
投資法人合計	1	88

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
なお、当社の監査法人は次のとおり、交代しております。
第53期事業年度 あらた監査法人
第54期事業年度 有限責任 あずさ監査法人

（１）【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第53期 (平成24年 3 月31日)		第54期 (平成25年 3 月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	17,352	※3	15,820
前払費用		332	※3	380
未収入金		1		4
未収委託者報酬		5,872		7,472
未収収益	※3	543	※3	342
関係会社短期貸付金		33		606
立替金		1,094		335
繰延税金資産		1,084		869
その他	※2	30	※2	30
流動資産合計		26,345		25,862
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	66	※1	48
器具備品	※1	137	※1	124
有形固定資産合計		203		172
無形固定資産				
ソフトウェア		72		70
無形固定資産合計		72		70
投資その他の資産				
投資有価証券		3,002		7,170
関係会社株式		24,320		22,935
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		774		706
繰延税金資産		723		500
投資その他の資産合計		28,880		31,373
固定資産合計		29,156		31,616
資産合計		55,502		57,478

(単位：百万円)

	第53期 (平成24年 3 月31日)	第54期 (平成25年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	194	305
未払金	3,086	3,862
未払収益分配金	7	6
未払償還金	129	115
未払手数料 ※3	2,486	3,195
その他未払金	462	545
未払費用 ※3	2,807	3,282
未払法人税等	1,295	589
未払消費税等 ※4	281	123
賞与引当金	2,039	1,770
役員賞与引当金	105	80
流動負債合計	9,809	10,012
固定負債		
退職給付引当金	907	1,001
その他	55	55
固定負債合計	963	1,057
負債合計	10,773	11,070
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	22,172	23,530
利益剰余金合計	22,172	23,530
自己株式	△68	△68
株主資本合計	44,687	46,045
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	42	362
評価・換算差額等合計	42	362
純資産合計	44,729	46,408
負債純資産合計	55,502	57,478

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	第54期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	56,698	52,848
その他営業収益	2,025	1,922
営業収益合計	58,724	54,771
営業費用		
支払手数料	29,251	26,955
広告宣伝費	673	649
公告費	3	7
調査費	11,397	10,797
調査費	719	691
委託調査費	10,660	10,089
図書費	18	17
委託計算費	348	406
営業雑経費	577	530
通信費	206	188
印刷費	247	214
協会費	43	46
諸会費	9	16
その他	70	64
営業費用計	42,252	39,347
一般管理費		
給料	6,991	6,759
役員報酬	237	256
役員賞与引当金繰入額	105	80
給料・手当	4,508	4,565
賞与	101	87
賞与引当金繰入額	2,039	1,770
交際費	74	100
寄付金	111	66
旅費交通費	328	313
租税公課	145	188
不動産賃借料	749	753
退職給付費用	307	312
退職金	8	83
固定資産減価償却費	143	124
諸経費	3,110	3,061
一般管理費計	11,971	11,764
営業利益	4,500	3,659

(単位：百万円)

	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取利息	15	12
受取配当金	※ 1 757	※ 1 601
有価証券償還益	19	—
時効成立分配金・償還金	35	4
為替差益	—	64
その他	18	16
営業外収益合計	846	699
営業外費用		
支払利息	10	19
有価証券償還損	—	1
時効成立後支払分配金・償還金	77	15
支払源泉所得税	74	55
為替差損	35	—
弁護士報酬等	180	—
その他	4	2
営業外費用合計	381	93
経常利益	4,965	4,265
特別利益		
投資有価証券売却益	1	226
関係会社株式売却益	—	239
特別利益合計	1	465
特別損失		
投資有価証券売却損	0	84
固定資産処分損	6	3
役員退職一時金	369	75
特別損失合計	376	163
税引前当期純利益	4,590	4,568
法人税、住民税及び事業税	1,795	1,480
法人税等調整額	224	260
法人税等合計	2,020	1,740
当期純利益	2,570	2,827

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,363	17,363
当期末残高	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,220	5,220
当期末残高	5,220	5,220
その他資本剰余金		
当期首残高	4	—
当期変動額		
自己株式の処分	△4	—
当期変動額合計	△4	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	5,225	5,220
当期変動額		
自己株式の処分	△4	—
当期変動額合計	△4	—
当期末残高	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	21,703	22,172
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の処分	△599	—
当期変動額合計	468	1,358
当期末残高	22,172	23,530
利益剰余金合計		
当期首残高	21,703	22,172
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の処分	△599	—
当期変動額合計	468	1,358
当期末残高	22,172	23,530

(単位：百万円)

	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
自己株式		
当期首残高	△68	△68
当期変動額		
自己株式の取得	△8,700	—
自己株式の処分	8,700	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	△68	△68
株主資本合計		
当期首残高	44,224	44,687
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の取得	△8,700	—
自己株式の処分	8,095	—
当期変動額合計	463	1,358
当期末残高	44,687	46,045
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	63	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△21	320
当期変動額合計	△21	320
当期末残高	42	362
評価・換算差額等合計		
当期首残高	63	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△21	320
当期変動額合計	△21	320
当期末残高	42	362
純資産合計		
当期首残高	44,287	44,729
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の取得	△8,700	—
自己株式の処分	8,095	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△21	320
当期変動額合計	441	1,678
当期末残高	44,729	46,408

重要な会計方針

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>4年～5年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4年～20年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	4年～5年	器具備品	4年～20年
建物	4年～5年				
器具備品	4年～20年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。				
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。				

会計方針の変更

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

未適用の会計基準等

１．「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年５月17日）

（１） 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

（２） 適用予定日

当社は①については、平成25年４月１日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年４月１日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

（３） 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第53期 (平成24年3月31日)	第54期 (平成25年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,012百万円 器具備品 590百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 5,802百万円 未収収益 217百万円 (流動負債) 未払手数料 42百万円 未払費用 259百万円 ※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務110百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,054百万円 器具備品 618百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 3,818百万円 前払費用 2百万円 未収収益 58百万円 (流動負債) 未払手数料 143百万円 未払費用 297百万円 ※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc.がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 743百万円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 552百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	14,283,400	14,283,400	109,600

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であり、自己株式の減少は、自己株式の処分であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成21年度 ストックオプション（1）	普通株式	19,328,100	—	112,200	19,215,900	—
平成21年度 ストックオプション（2）	普通株式	1,702,800	—	26,400	1,676,400	—
平成22年度 ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第1回新株予約権	普通株式	—	2,955,200	—	2,955,200	—
平成23年度 ストックオプション（1）	普通株式	—	6,101,700	9,900	6,091,800	—
合計		23,340,900	9,056,900	148,500	32,249,300	—

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)及び平成21年度ストックオプション(2)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成23年度ストックオプション（1）の増加は、新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の失効によるものであります。

4 平成21年度ストックオプション(1)9,837,300株、平成21年度ストックオプション(2)871,200株、平成22年度ストックオプション(1)1,155,000株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	1,502	7.63	平成23年3月31日	平成23年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

第54期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	—	—	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成21年度 ストックオプション（1）	普通株式	19,215,900	—	2,237,400	16,978,500	—
平成21年度 ストックオプション（2）	普通株式	1,676,400	—	49,500	1,626,900	—
平成22年度 ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	—	—	2,955,200	—
平成23年度 ストックオプション（1）	普通株式	6,091,800	—	161,700	5,930,100	—
合計		32,249,300	—	2,448,600	29,800,700	—

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

(リース取引関係)

第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	740百万円	1年内	750百万円
1年超	1,548百万円	1年超	807百万円
合計	2,288百万円	合計	1,558百万円

（金融商品関係）

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取り引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	17,352	17,352	—
(2) 未収委託者報酬	5,872	5,872	—
(3) 未収収益	543	543	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	2,854	2,854	—
(5) 関係会社株式			
関連会社株式	1,404	1,615	210
(6) 未払金	(3,086)	(3,086)	—
(7) 未払費用	(2,807)	(2,807)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,352	—	—	—
未収委託者報酬	5,872	—	—	—
未収収益	543	—	—	—
投資有価証券				
投資信託	—	362	479	439
合計	23,768	362	479	439

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	15,820	15,820	—
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	—
(3) 未収収益	342	342	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	7,091	7,091	—
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	—
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額79百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）

は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,820	—	—	—
未収委託者報酬	7,472	—	—	—
未収収益	342	—	—	—
投資有価証券				
投資信託	—	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

（有価証券関係）

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	1,404	1,615	210
合計	1,404	1,615	210

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,023
関連会社株式	2,892

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	35	7	28
	その他	1,177	999	177
	小計	1,212	1,006	206
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	その他	1,642	1,784	△141
	小計	1,642	1,784	△141
合計		2,854	2,790	64

- （注）1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	112	1	0
合計	112	1	0

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	その他	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	その他	724	821	△96
	小計	724	821	△96
合計		7,091	6,529	561

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額 79百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

(持分法損益等)

第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 4,407 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,834 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 927	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 3,069 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,280 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,159

(退職給付関係)

第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ バランスプラン型退職金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) イ 退職給付債務 △985 ロ 未積立退職給付債務 △985 ハ 未認識数理計算上の差異 77 ニ 退職給付引当金残高 △907 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) イ 勤務費用 97 ロ 利息費用 14 ハ 数理計算上の差異の費用処理額 27 ニ 確定拠出型企業年金への掛金 168 ホ 退職給付費用合計 307 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 イ 退職給付見込額の期間配分方法 勤続期間比例 ロ 割引率 1.4% ハ 数理計算上の差異の処理年数 10年	1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ バランスプラン型退職金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) イ 退職給付債務 △1,101 ロ 未積立退職給付債務 △1,101 ハ 未認識数理計算上の差異 99 ニ 退職給付引当金残高 △1,001 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) イ 勤務費用 102 ロ 利息費用 13 ハ 数理計算上の差異の費用処理額 24 ニ 確定拠出型企業年金への掛金 171 ホ 退職給付費用合計 312 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 イ 退職給付見込額の期間配分方法 勤続期間比例 ロ 割引率 0.9% ハ 数理計算上の差異の処理年数 10年

(ストックオプション等関係)

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,328,100	1,702,800
付与	0	0
失効	112,200	26,400
権利確定	0	0
権利未確定残	19,215,900	1,676,400
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	—
付与	0	6,101,700
失効	0	9,900
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	6,091,800
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 — 百万円

3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 — 百万円

3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第53期 (平成24年3月31日)	第54期 (平成25年3月31日)																																																																						
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) <table> <tr> <td>繰延税金資産(流動)</td><td></td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>775</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>309</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,084</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)</td><td></td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>52</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>205</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>329</td></tr> <tr> <td>固定資産減価償却超過額</td><td>190</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>28</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>806</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,890</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△61</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,829</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債(固定)</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>22</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>22</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>1,807</td></tr> </table>	繰延税金資産(流動)		賞与引当金繰入超過額	775	その他	309	小計	1,084	繰延税金資産(固定)		投資有価証券評価損	52	関係会社株式評価損	205	退職給付引当金超過額	329	固定資産減価償却超過額	190	その他	28	小計	806	繰延税金資産小計	1,890	評価性引当金	△61	繰延税金資産合計	1,829	繰延税金負債(固定)		その他有価証券評価差額金	22	繰延税金負債合計	22	繰延税金資産の純額	1,807	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) <table> <tr> <td>繰延税金資産(流動)</td><td></td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>672</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>196</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>869</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)</td><td></td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>149</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>361</td></tr> <tr> <td>固定資産減価償却超過額</td><td>174</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>75</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>760</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,630</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△61</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,568</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債(固定)</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>199</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>199</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>1,369</td></tr> </table>	繰延税金資産(流動)		賞与引当金繰入超過額	672	その他	196	小計	869	繰延税金資産(固定)		投資有価証券評価損	149	退職給付引当金超過額	361	固定資産減価償却超過額	174	その他	75	小計	760	繰延税金資産小計	1,630	評価性引当金	△61	繰延税金資産合計	1,568	繰延税金負債(固定)		その他有価証券評価差額金	199	繰延税金負債合計	199	繰延税金資産の純額	1,369
繰延税金資産(流動)																																																																							
賞与引当金繰入超過額	775																																																																						
その他	309																																																																						
小計	1,084																																																																						
繰延税金資産(固定)																																																																							
投資有価証券評価損	52																																																																						
関係会社株式評価損	205																																																																						
退職給付引当金超過額	329																																																																						
固定資産減価償却超過額	190																																																																						
その他	28																																																																						
小計	806																																																																						
繰延税金資産小計	1,890																																																																						
評価性引当金	△61																																																																						
繰延税金資産合計	1,829																																																																						
繰延税金負債(固定)																																																																							
その他有価証券評価差額金	22																																																																						
繰延税金負債合計	22																																																																						
繰延税金資産の純額	1,807																																																																						
繰延税金資産(流動)																																																																							
賞与引当金繰入超過額	672																																																																						
その他	196																																																																						
小計	869																																																																						
繰延税金資産(固定)																																																																							
投資有価証券評価損	149																																																																						
退職給付引当金超過額	361																																																																						
固定資産減価償却超過額	174																																																																						
その他	75																																																																						
小計	760																																																																						
繰延税金資産小計	1,630																																																																						
評価性引当金	△61																																																																						
繰延税金資産合計	1,568																																																																						
繰延税金負債(固定)																																																																							
その他有価証券評価差額金	199																																																																						
繰延税金負債合計	199																																																																						
繰延税金資産の純額	1,369																																																																						
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.6%</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.5%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△5.6%</td></tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td>3.8%</td></tr> <tr> <td>海外子会社の留保利益の影響額等</td><td>2.7%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>44.0%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.8%	海外子会社の留保利益の影響額等	2.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0%	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。																																																										
法定実効税率 (調整)	40.6%																																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%																																																																						
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.8%																																																																						
海外子会社の留保利益の影響額等	2.7%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0%																																																																						

第53期 (平成24年3月31日)	第54期 (平成25年3月31日)
3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。 その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が170百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が174百万円、その他有価証券評価差額金額が4百万円、それぞれ増加しております。	—

（関連当事者情報）

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社 (注)3	大阪市 中央区	342,037	信託 銀行業	(被所有) 直接 91.34 (注)2	投資信託 受益証券の 募集販売	自己株式の 取得(注)1	8,700	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 当社株式14,283,400株を1株につき609.10円で取得したものであります。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式（109,600 株）を控除して計算しております。
- 3 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を吸収合併し、三井住友信託銀行株式会社に社名を変更しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千SGD)	事業 の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当 事者 との関 係	取引の内 容	取引金 額 (百万 円)	科目	期末残 高(百 万円)
子会 社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	252,000	アセッ トマネ ジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引 受 (注1)	8,095	—	—
							株式売買 代金相当 額の引受 (注2)	8,095	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った137,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。なお、Nikko Asset Management Singapore Limitedは、当事業年度中にNikko Asset Management International Limited に社名を変更しております。
- 2 DBS Asset Management Ltd（現社名Nikko Asset Management Asia Limited）株式の売買代金相当額をNikko Asset Management Singapore Limited（現社名Nikko Asset Management International Limited）から当社が受領したものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成23年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	9,309百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	8,206百万円

営業収益	7,961百万円
税引前当期純利益	2,868百万円
当期純利益	2,181百万円

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 は 出資金 (千SGD)	事業 の 内容	議決権 等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事 者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	252,000	アセッ ト マネジ メント 業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の貸付 (シンガポー ルドル貸建) (注1)	525 (千 SGD8,000)	関係 会社 短期 貸付 金	606 (千 SGD8,000)
							貸付金利息 (シンガポー ルドル貸建) (注1)	5 (千SGD76)	未収 収益	5 (千SGD76)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,930百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	9,826百万円

営業収益	7,917百万円
税引前当期純利益	2,801百万円
当期純利益	2,091百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載しておりません。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第53期 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	第54期 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
１株当たり純資産額	227円16銭	235円69銭
１株当たり当期純利益金額	13円09銭	14円35銭

(注) １ 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２ １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第53期 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	第54期 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（百万円）	2,570	2,827
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	2,570	2,827
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,278	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 19,215,900株、平成21年度ストックオプション(2) 1,676,400株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第１回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)6,091,800株	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第１回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)5,930,100株

３ １株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第53期 (平成24年３月31日)	第54期 (平成25年３月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	44,729	46,408
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	44,729	46,408
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
常陽証券株式会社	3,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社秋田銀行	14,100百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社阿波銀行	23,452百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
株式会社関西アーバン銀行	47,039百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社高知銀行	19,544百万円	
株式会社七十七銀行	24,658百万円	
株式会社十八銀行	24,404百万円	
株式会社第三銀行	37,461百万円	
株式会社第四銀行	32,776百万円	
株式会社長野銀行	13,000百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社南日本銀行	16,601百万円	
株式会社宮崎太陽銀行 ※1	12,252百万円	
信金中央金庫	490,998百万円 (出資の総額)	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。
労働金庫連合会	120,000百万円 (出資の総額)	労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

※1 募集の取扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成24年11月29日	臨時報告書
平成25年2月19日	有価証券報告書
平成25年2月19日	有価証券届出書の訂正届出書

平成25年2月27日	臨時報告書
------------	-------

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている株ちょファンド日本（高配当株・割安株・成長株）毎月分配型の平成24年11月20日から平成25年5月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株ちょファンド日本（高配当株・割安株・成長株）毎月分配型の平成25年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽太典明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗勝彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年6月15日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。